

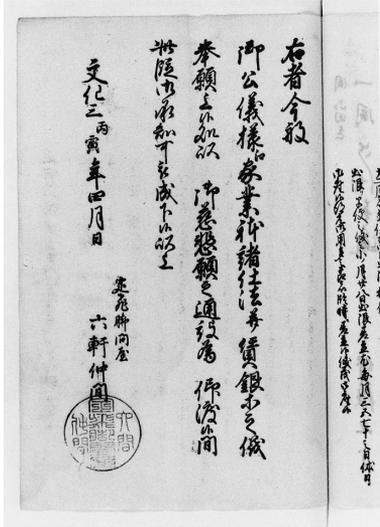
口 絵 定飛脚問屋六軒仲間仕法帳

ここに図示した四冊の「仕法帳」は、江戸の定飛脚問屋六軒仲間が作成し、文化三年四月に板行された定法と定賃銀表である。この仕法帳は、武家方用と町方得意用の二種が作成され、文体にも内容にも相違はあるが、賃金表はほぼ違いない。三井文庫が収蔵している四冊のうち、③の一冊が武家方用で、紙型はやや大型、表紙とも一七丁、表紙左下に大坂屋茂兵衛と京屋弥兵衛の墨書がある。あとの三冊は町方用で、①は京本店旧蔵、表紙とも一四丁で京屋弥兵衛の署名があり、江戸本店から付属資料とともに送られたものと思われる。大坂両替店旧蔵の②は、表紙とも一五丁、表紙には右記二名が並列墨書されている。④は、旧三井文庫が昭和六年に帝国図書館本を写したもので、表紙とも一四丁、大坂屋茂兵衛の署名がある。この写本は『新稿両替年代記関鍵 卷一資料篇』に翻刻されている。

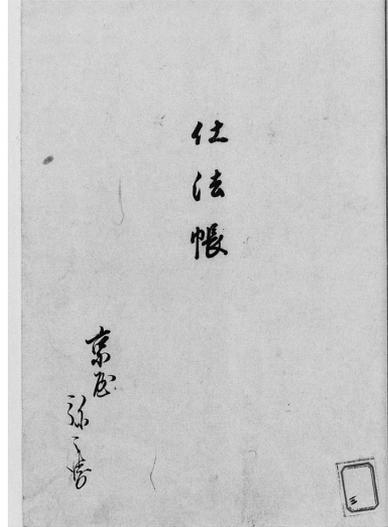
江戸では、天明二年に定飛脚問屋仲間が公認され、享和年間には仲間の定法改正が着手され始めた。とくに大坂屋茂兵衛（のちの杉本茂十郎）が中心となって、法案の作成に当たった。享和三年には五三条よりなる仲間内の仕法帳を、さらに整理した三〇条よりなる定法「御公儀様江差上候 仲間定法帳」を三月に作成した（『近世交通史料集七飛脚関係史料』三四五～三七九頁）。後者は道中奉行に公認されている。それらを仲間内のみで定法に終わらせることなく、顧客に広く示すには木版摺にする必要がある。その許可を道中奉行に求めた。道中奉行では、武家方町方ともに定法内容についての意見を求めた。その結果、十組問屋仲間からの返答は、値段が高い、仕切状（一年分の状賃銀を見積り請負わせる）を「相止め」することはできない、刻限も夜五ツ時限りではなく従来通りとするなど新定法に否定的であった。そのため飛脚問屋と十組問屋の紛争は続いたが、文化三年に至り、町方以外は定法を認めたため、三月に板行が許可された。その仕法帳が家別に配布され、いまだ了解していない十組問屋側は町奉行に訴したが、却下され、最後は飛脚賃の値下げにより和解となった（伊東弥之助「杉本茂十郎の研究」）。その間の事情や引き下げ飛脚賃については、三井文庫所蔵史料の本一五七四―二、本一四五三―一―二―四に記されている。

一連の仕法定や定賃銀は、大坂屋茂兵衛が主体となって作成されたものと考えられる。文化三年板行の「仕法帳」表紙の署名は、顧客に配布する際に配布者が署名をしたものではなからうか。大坂屋と京屋並列の署名は、墨色・筆跡とも異なり、京屋弥兵衛が後筆かと思われる。

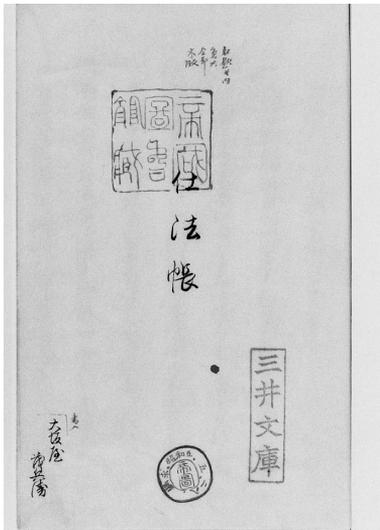
（嶋田早苗）



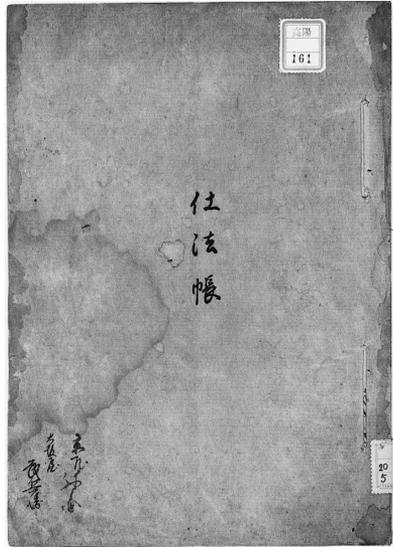
② 別 2260-3



① 本 1574-3



④ 参考図書 D540-8



③ 高陽 161

定飛脚問屋六軒仲間仕法帳